| 『の木 多摩産材認証制 年月日 | 制度〜多摩産材認証協議会 開催名称等 | ○ の取組経過□ 取組経過□ 取組経過 | 摘要 |
|----------------------------|--------------------------------|---|------------------------|
| | | ^{4X相程} (立(平成5年1月18日初市)】 https://tamamoku-c | |
| | | 地域 6 森林組合が合併)】 <u>https://tokyo-s</u> | |
| 平成15年6月17日 | 地域材利用推進のための報告会 | | |
| 平成18年1月13日 | 多摩産材認証準備会 | 多摩産材認証協議会(仮称)設立 会長 井上公基・日本大学教授 (事務局)東京都森林組合連合会 | 設立日 |
| 平成18年2月23日 | 多摩産材認証協議会 (以下「協議会」) | 多摩産材認証制度実施要領(以下「実施要領」)の制定 | |
| 【平成18年4月 東 | | Ⅰ 美(現 森林循環促進事業)スタート】 https://www.tokyo-aff.or.jp/site/forest/list4 | I 0-181.html |
| 平成18年8月23日 | 製材事業者意見交換会 | ・認証材の出荷少ない。 ・東京近郊の素材事業者の登録も認めるべき ・都内の素材事業者の育成を図ることが重要 等の意見が出された。 | |
| 平成18年9月29日 | 協議会 | 都外の素材事業者の登録も可とする。 | |
| 平成19年12月20日 | 協議会 | 登録料の変更 (製材業者30,000円/年⇒5,000円/年とし、30,000円は初年度のみ) | |
| 平成20年12月8日 | 協議会 | 実施要領等の見直し ・登録事業者の認定要件(第7条) ・審査委員会(第10、11、12条)条項を追加 ・登録取り消し見直し(第15条) 合板・LVLの多摩産材認証登録を承認 | |
| 平成21年8月7日 | 協議会 | 合板・LVL(単板積層材)の多摩産材認証登録に伴う説明 | |
| 平成22年8月11日 | 協議会 | 審査基準の見直し (都外製材事業者の登録見送りと多摩木取扱量を目安基準設定) | |
| 平成23年6月13日 | 協議会 | 審査基準(製材事業者)について承認 | |
| | 協議会 | 審査委員会・製材事業者の登録基準改定 (都外事業者への開放・分別管理の強化と現地調査) | |
| 平成25年7月11日 | 協議会 | 実施要領改訂⇒財団の分収契約森林を認定 | |
| 【平成26年6月 (全 | 公財)東京都農林水産振興 | 名称正式決定「東京の木多摩産材」とする。("東京の木"を正式に追加) 関財団、多摩産材情報センターを開設】 | nzai.tokyo/ |
| 平成29年7月13日 | 協議会 | 事務局変更を確認 (東京都森林組合連合会解散により東京都森林協会とする。) | |
| 【平成29年9月 東 | 京都森林組合連合会 解散】 | | |
| 【平成29年9月 (- 平成29年10月13日 | 一社)東京都森林協会 設立規約変更 | 立(9月7日登記)】 事務局を一般社団法人東京都森林協会とする。 | |
| 令和2年3月13日 | 協議会 | 事務局を東京都に変更 | |
| | Times 1 新型コロナ緊急事態宣言】 | | |
| 令和2年4月2日 | 協議会 | 協議会の法人税課税について会計士と協議(結論は課税なし) | |
| 令和2年4月30日 | 協議会 | 吉岡拓如・東京大学准教授が会長就任、新役員体制発足 東京都負担金(多摩産材認証促進事業)支出に伴う新事業計画・収支計画承認 | |
| 令和3年5月18日 | 事業検討会(都・協会) | 協議会事務局を令和3年度より森林事務所から森林協会へ変更(規約改正) | |
| 令和3年5月27日 | 協議会 | 愛称ロゴ「とうきょうの木」決定 規約改正(第1条)主たる事務所を定め、(第12条)事務局を森林協会とする。 規約改正(第8条)表記を協議会から総会に変更 | |
| 令和3年10月13日 | 協議会(総会) | 愛称マーク決定(現行の愛称マーク) | |
| 令和3年10月18日 | 事業検討会(都・協会) | 商標登録 ロゴ、マークの2種類、ロゴ1区分、マーク7区分で申請申請者は森林協会とする(協議会は任意組織であり会長個人申請となるので回避) | |
| 令和4年1月26日 | 協議会(役員会) | 愛称マーク使用規則及び規格、使用料R7.3.31まで無料(定額制導入検討)を決議 | |
| 令和4年3月15日 | 協議会(総会) | 利用事業者制度導入(要領改正) 愛称マーク使用規則及び規格を制定。使用料はR7.3.31まで無料 | |
| 令和4年5月31日 | 商標登録証交付 | でかく うしかがあるのが出る時点。受力がよい うまょうの木」登録第6564054号第3・15・16・19・20・21・28類10年間で称マーク登録第6564053号第3・15・16・19・20・21・28類10年間 | |
| | 東京都の新型コロナ感染 | | |
| | | 新型コロナ禍で書面開催 | |
| | 協議会(総会) 新型コロナー感染症法上の | 新型コロナ禍で書面開催 | |
| | 新型コロナー感楽症法上の 協議会(総会) |) 5 類に移行 対策緩和 』 自検指針制定・自主検査を承認 | |
| | | ロップリップ 対策事業(元 東京都花粉対策(主伐)事業/森林循 <u>環促進事業)</u> w] lokyo-aff.or.jp/site/forest/list4 | <u>1</u> 0-181.html |
| | | | 書面開催 |
| | 協定締結 | 多摩産材認証促進事業とは別に「とうきょうの木ブランド推進事業実施に係る協定書」を締結 | |
| 令和7年4月1日 | 協定締結 | 東京都と、多摩産材認証制度の運営及びブランド推進事業事業の協定を締結 ブランド推進事業事業により「とうきょうの木のポータルサイト」を開設(7月16日) | |
| 令和7年7月24日 | 協議会(総会) | 愛称マーク規格改正。要領改正に向けて課題整理。事務局原案作成、9月30日改正目途とする。 東京の木多摩産材認証制度実施要領(全部改正)を施行 | |
| 令和7年9月30日 | 協議会(書面・臨時総会) | ・クリーンウッド法の遵守を明言し、合法性と産地が確認された認証制度とした。 ・対象森林及び登録事業者の認定基準を現状との整合性と理念に沿った内容にした。 ・「貯木場」の原木取引及び登録事業者を拡大を制度化した。 | 書面開催 |
| | | ・「とうきょうの木®」愛称マーク使用手続きを簡略化し使用しやすくした。 | |